平成２１年（フ）第２０６号
秋田県横手市朝日が丘２丁目12番21号
債務者　高橋　岩雄
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１０９８号
埼玉県川口市元郷３丁目17番13号　中川荘101号、旧住所埼玉県川口市領家２丁目２番１号
債務者　加藤　　満
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３３号
札幌市西区八軒５条東１丁目３番１号
債務者　竹花　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市城辺字比嘉302番地
債務者　益田由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　明弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１００３号
堺市東区北野田531番地29、前住所堺市美原区南余部132番地６
債務者　織原　　泰
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７４号
堺市南区晴美台１丁12番２号、前住所堺市中区東山438番地１
債務者　桝矢　雅弘
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
岐阜市福富笠海道79番地６
債務者　中村　高治
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８８号
岐阜市西改田村前126番地３
債務者　近藤　祐八
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９５号
宮崎市東諸県郡国富町大字三名3968番地
債務者　石山美保子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７０７号
堺市西区堀上緑町３丁５番85―201号
債務者　冨田　悟郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１０号
大阪府羽曳野市西浦６丁目１番５号　グレイスフルコーポイチカワ101号、前住所大阪府羽曳野市西浦４丁目５番20号
債務者　萩原　由紀（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１３号
大阪府富田林市若松町西１丁目1866番地３　ルナコート富田林302
債務者　クリスタル蘭芳こと　原　　征司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４６号
大阪府羽曳野市樫山193番地の７
債務者　奥野　浩治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番26―505号
債務者　金正美由紀（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８０号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番６―103号
債務者　竹本　隆行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１７号
大阪府河内長野市荘園町24番２号、前住所大阪府河内長野市小山田町580番地の１　909号
債務者　長畑　順子（旧姓平畑）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
香川県高松市屋島西町2320番地９　レジデンス屋島Ｂ―105
債務者　山城　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係